

【L P ガス販売事業者の皆さま】

島根県L P ガス価格高騰

緊急対策事業申請要領

第3版（令和5年9月28日）

島根県L P ガス価格高騰緊急対策事業事務局

一般社団法人島根県L P ガス協会

〒690-0887

松江市殿町111番地松江センチュリービル8F

TEL：0852-21-9716

Email：info@shimalpg.jp

この補助金の業務の一部は、株式会社山陰中央新報社に委託しています。
申請に係る情報につきましては、本事業の目的以外には使用しません。

目 次

I. 島根県LPガス価格高騰緊急対策事業について	
1. 目的	1
2. 実施主体	1
3. 本事業の対象者	2
4. 申請可能補助額	2
5. 値引きを行うまでに必要な手続き	2
6. 補助金支給までの流れ	5
7. 補助金受給後の留意事項	6
8. 相談・お問い合わせ、申請先	6
申請書類の様式.....	7
II. Q&A	19
III. 「9月検針」の対象の考え方	24

I. 島根県LPガス価格高騰緊急対策事業について

1. 目的

県内LPガス使用者の使用料金負担軽減(値引き)を行ったLPガス販売事業者(以下「事業者」という。)に対して、事業に要する経費を支援することで、LPガス価格高騰の影響緩和を図ることを目的としています。

【事業者が値引きを行う対象となる消費者】

島根県内においてLPガスを使用中の全ての消費者のうち、ガスメーターで使用量が管理されており、令和5年9月使用を1日以上含んだ期間の検針分の使用料金が発生する方が対象です。

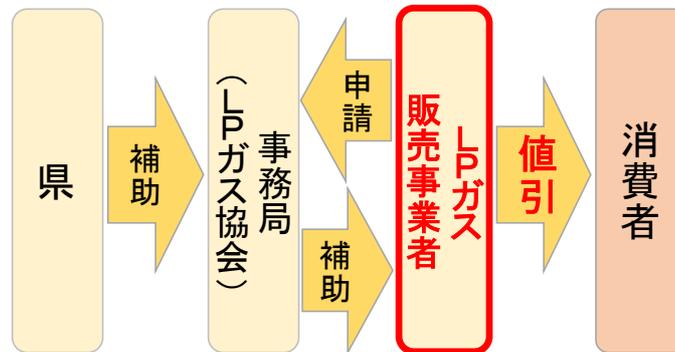
- ※ 液石法(質量販売を除く)及びコミュニティガス(旧簡易ガス)の対象の消費者です(高圧ガス保安法の対象の消費者は除きます)。
- ※ 使用料金は、基本料金、従量料金、LPガス関連機器リース代等を含みます。
- ※ 詳細は「9月検針」の対象の考え方」及びQ&Aを参照してください。

2. 実施主体

島根県LPガス価格高騰緊急対策事業は、島根県と一般社団法人島根県LPガス協会(以下「協会」という。)が「間接補助金交付事業(以下「本事業」という。)」として実施します。

※ 事業のイメージ図

(1) 補助金支給の流れ



(2) 事業全体における位置づけ



3. 本事業の対象者（LP ガス販売事業者）

本事業の対象者は、次の各号の要件をすべて満たす事業者です。

- (1) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第3条第1項の登録を受けた者、ガス事業法第3条の登録を受けた者であること。
- (2) 島根県内に住所若しくは事業所を有する消費者（ガスメーターで使用量が管理されている消費者）へLPガスを販売していること。
- (3) 社会通念上、補助金を受けるのに相応しくない者[※]でないこと。

- ※ ① 提出書類に虚偽の記載があった場合
② 申請要領に違反または著しく逸脱した場合
③ 不正行為があった場合

4. 申請可能補助金額（(1)+(2)）

- (1) 消費者値引き額（使用料金の値引きに要した原資）

4,250 円（税抜）[※]×値引きしたガスメーター件数

※ 4,250 円（税抜）は一件あたりの最大値引き額です。実際の補助額は値引きをした金額になります。具体的な値引き算定手法については、5. (4)をご覧ください。

- (2) 事業者への協力金（①+②）
 - ① 事務経費等：5 万円+60 円×値引きした件数（ガスメーター件数）
 - ② システム改修費：実費（税抜）【補助上限額 50 万円】

5. 値引きを行うまでに必要な手続き

- (1) 島根県LPガス価格高騰緊急対策事業登録申請書の提出
事務局HP (<https://shimalpg.jp/kyufukin2023/>) から、「(様式第1号) (販売事業者用) 島根県LPガス価格高騰緊急対策事業登録申請書」をダウンロードし、所定箇所に入力の上、通帳の写しを添付して事務局へ提出してください。（電子メール、郵送どちらも可）
※ 通帳の写しは、①表紙および②表紙の裏面部分を添付してください。①、②により口座情報（金融機関名、金融機関コード、支店名、支店コード、預金種別、口座番号、口座名義）を確認します。

提出期限 **令和5年7月28日（金）まで**

- (2) システム改修
事業を実施するにあたり必要なシステム改修（①値引きをする、②請求書や検針票等に値引き額等の表記をする、③事務局への実績報告兼交付申請時に添付いただく実績一覧表データの抽出を可能にする）を行う場合、実費額（税抜、上限額 50 万円）を補助します。
※ システム改修ができない場合、①～③と同等の作業をシステム会社に委託する費用も対象です。ただし、消費者に値引きをお知らせするためのピラの印刷費用やHP制作費用は対象外です。

※ システム改修に係る補助金申請は、使用料金値引き補助申請に併せて行ってください。

(3) 消費者への事前周知

本事業で値引きがされることを消費者へ事前に周知してください。(周知方法は通常の価格変更のお知らせと同様でかまいません。)

※ 事務局で広報用のチラシを作成します。必要であれば紙若しくはデータで提供しますので、事務局までご連絡ください。なお、事務局でもHP等で広報を行います。

(4) 使用料金値引き

<表記>

請求書や検針票等に値引きしたことを表記できる場合、「県の支援金で値引きしたこと」及び「値引き額」を表記してください。表記できない場合、案内文の配布等により、消費者が請求額を計算でき、値引きされていることがわかるようにしてください。

案内文のサンプルを作成し、事務局HP (<https://shimalpg.jp/kyufukin2023/>) に掲載していますので、ご活用ください。

<手法>

次の【A方式】、【B方式】、【C方式】いずれかの手法で行ってください。

※ いずれの手法も、値引きにより請求額が0円となると請求書を発行できなくなる場合は、請求額が「100円(税抜)」となるよう調整して値引きしてください。なお、請求額が0円であっても請求書が発行できる場合はこの調整は不要です(詳細はQ&Aを参照してください)。

【A方式(値引き繰り越しあり)】

- ① 令和5年9月検針分の使用料金(税抜)から値引き〔例1〕
- ② 9月検針分の使用料金が4,250円(税抜)以下のため、その料金だけでは値引きしきれない場合〔例2〕、値引きできなかった残高を繰り越し
- ③ ②で繰り越した値引き分を10月検針分(翌月)の使用料金(税抜)から値引き〔例2〕

※ 値引きは2回で終了です(3回目の値引きはありません)〔例3〕

例1) 9月分が4,250円超 (単位:円)

検針月	値引き前請求額(税抜)	値引き額(税抜)	値引き後請求額(税抜)
9月	4,500	4,250	250
10月	4,500	0	4,500

☞ 値引き完了

例2) 9月分が4,250円以下 (単位:円)

検針月	値引き前請求額(税抜)	値引き額(税抜)	値引き後請求額(税抜)
9月	1,250	1,150	100
10月	4,500	3,100	1,400

☞ 値引きしきれなかった額3,100円(4,250円-1,150円)を値引き

例3) 9月・10月分合計が4,250円以下 (単位:円)

検針月	値引き前請求額(税抜)	値引き額(税抜)	値引き後請求額(税抜)
9月	1,250	1,150	100
10月	2,000	1,900	100
11月	4,500	0	4,500

☞ 11月分からは値引きはしない

※ A方式の値引きは最大2回

【B方式（値引き繰り越しなし）】

- ① 令和5年9月検針分の使用料金（税抜）が4,250円（税抜）超の消費者〔例1〕からは、4,250円（税抜）を値引きし、4,250円（税抜）以下の消費者〔例2〕からは、1,500円（税抜）値引き
 - ② ①で1,500円（税抜）値引きした消費者〔例2〕のみ、令和5年10月検針分の使用料金（税抜）から1,500円（税抜）値引き
 - ③ ①と②で1,500円（税抜）値引きした消費者〔例2〕のみ、令和5年11月検針分の使用料金（税抜）から1,250円（税抜）値引き
- ※ 料金が4,250円（税抜）以下の方の値引きは3回になります（各月で値引きできなかった金額は繰り越しません）〔例3〕

例1) 9月分が4,250円超 (単位: 円)

検針月	値引き前請求額（税抜）	値引き額（税抜）	値引き後請求額（税抜）	
9月	4,500	4,250	250	値引き完了
10月	4,500	0	4,500	

例2) 9月分が4,250円以下 (単位: 円)

検針月	値引き前請求額（税抜）	値引き額（税抜）	値引き後請求額（税抜）	
9月	3,000	1,500	1,500	9月分が4,250円以下であれば、 9月、10月分からそれぞれ1,500円、 11月分から1,250円を定額値引き
10月	3,000	1,500	1,500	
11月	3,000	1,250	1,750	

例3) 9月分が1,500円以下 (単位: 円)

検針月	値引き前請求額（税抜）	値引き額（税抜）	値引き後請求額（税抜）	
9月	1,250	1,150	100	請求額の範囲内で定額値引き 値引き繰り越ししない
10月	3,000	1,500	1,500	
11月	3,000	1,250	1,750	

【C方式（値引き繰り越しなし）】

- ① 令和5年9月検針分の使用料金（税抜）から、1,500円（税抜）値引き〔例1〕
 - ② ①で値引きした消費者のみ、令和5年10月検針分の使用料金（税抜）から、1,500円（税抜）値引き〔例1〕
 - ③ ①と②で値引きした消費者のみ、令和5年11月検針分の使用料金（税抜）から、1,250円（税抜）値引き〔例1〕
- ※ 値引きは3回になります（各月で値引きできなかった金額は繰り越しません）〔例2〕

例1) 請求額が定額値引き額超 (単位: 円)

検針月	値引き前請求額（税抜）	値引き額（税抜）	値引き後請求額（税抜）	
9月	4,500	1,500	3,000	9月、10月分からそれぞれ1,500円、 11月分から1,250円を定額値引き
10月	4,500	1,500	3,000	
11月	4,500	1,250	3,250	

例2) 請求額が定額値引き額以下 (単位: 円)

検針月	値引き前請求額（税抜）	値引き額（税抜）	値引き後請求額（税抜）	
9月	1,250	1,150	100	値引き繰り越しせず、定額値引き
10月	4,500	1,500	3,000	
11月	4,500	1,250	3,250	

※ 税込金額からの値引きについて

税込金額（課税後の料金）から値引きしていただいてもかまいません。
なお、この場合、値引きする金額も税込にしていただく必要があります。

（ただし、県からの補填は、税抜金額（最大 4,250 円）になります）

例 1) 9月分が税込4,675円超 (単位: 円)

検針月	値引き前請求額 (税込)	値引き額 (税込)	値引き後請求額 (税込)
9月	5,500	4,675	825

県からの補填は4,250円 (税抜)

参考 1) 9月分が税抜4,250円超 (単位: 円)

検針月	値引き前請求額 (税抜)	値引き額 (税抜)	値引き後請求額 (税抜)
9月	5,000	4,250	750

県からの補填は4,250円 (税抜)

例 2) 9月分が税込4,675円以下 (単位: 円)

検針月	値引き前請求額 (税込)	値引き額 (税込)	値引き後請求額 (税込)
9月	3,300	3,190	110

県からの補填は2,900円 (税抜)

参考 2) 9月分が税抜4,250円以下 (単位: 円)

検針月	値引き前請求額 (税抜)	値引き額 (税抜)	値引き後請求額 (税抜)
9月	3,000	2,900	100

県からの補填は2,900円 (税抜)

6. 補助金支給までの流れ

(1) 補助金交付申請書兼実績報告書の作成及び提出

事務局HP (<https://shimalpg.jp/kyufukin2023/>) から、「(様式第2号) (販売事業者用) 島根県LPガス価格高騰緊急対策事業補助金実績報告書兼交付申請書」をダウンロードし、所定の箇所を入力の上、添付書類 (値引き実績のわかる一覧表、システム改修費の請求書と領収書 (システム改修又は同等の作業をシステム会社に委託する場合)) と共に事務局へ提出してください。

※ 3回まで分割申請が可能です。(7. (1)~(3)を繰り返す)

※ 値引き実績のわかる一覧表の様式は任意です。ただし、値引きを実施した顧客 (メーターごと) の取引を特定する番号、供給施設の所在市町村名、値引前請求額 (税抜)、値引額 (税抜)、値引き後額 (税抜) を記載してください。(可能な限り、顧客氏名や市町村以下の住所等、個人情報の記載がないものをご提出をお願いします。)

【申請書提出先】 (提出は、メール又は郵送でお願いします)

- 宛 先: 一般社団法人島根県LPガス協会
- Email: info@shimalpg.jp
- 住 所: 〒690-0887
松江市殿町111番地 松江センチュリービル8F

(2) 検査

提出いただいた値引き実績のわかる一覧表から、事務局が無作為に3件指定しますので、指定された3件に係る証拠書類（請求書、検針票の写し、領収書等）を提出してください（電子メール可）。

※ 個人情報に該当する箇所（氏名、住所等）は黒塗りしてください。

※ 「値引き前請求金額、値引き金額、値引き後請求金額」を確認できない場合、追加で資料（例：システム上で請求の内訳がわかる画面の印刷等）の提出をお願いすることがあります。

(3) 補助金支給

「(様式第3号) 島根県LPガス価格高騰緊急対策事業補助金額の確定通知書」にて、補助金額確定のお知らせをします。

その後、「(様式第1号) (販売事業者用) 島根県LPガス価格高騰緊急対策事業登録申請書」に記載された口座に補助金を振り込みます。

※ 申請書受付から補助金支給まで概ね1ヵ月程度を予定しています。

※ 「シマLPガス」の名義で振り込みます。

(4) 申請期間

令和6年1月10日（水）まで

7. 補助金受給後の留意事項

(1) 関係書類の保管

本事業の関係書類は、補助金支給後5年間保存してください。

(2) 虚偽や法令違反が判明した場合

本事業は「補助金適正化法」に基づき実施されます。もし補助金の不正受給が行われた場合には、交付決定の取消・返還命令、不正内容の公表等や、5年以下の懲役または100万円以下の罰金に処せられることがあります。

また、申請書類や実績報告書類の記載内容に虚偽がある場合や法令違反が明らかかな場合は、当該法令による罰則のほか、採択取消、交付決定取消、交付済み補助金の全額返還（加算金付き）等の処分を受ける可能性がありますので、事実と異なる記載内容とならないようご注意ください。

8. 相談・お問い合わせ、申請先

島根県LPガス価格高騰緊急対策事業事務局

一般社団法人島根県LPガス協会

住所：〒690-0887

松江市殿町111番地松江センチュリービル8F

TEL：0852-21-9716

Email：info@shimalpg.jp

(販売事業者用) 島根県LPガス価格高騰緊急対策事業登録申請書

一般社団法人島根県LPガス協会 会長 様

事業者名
代表者職・氏名
販売登録番号

担当者	
電話番号	
E-mail	

島根県LPガス価格高騰緊急対策事業補助金について、島根県LPガス価格高騰緊急対策事業申請要領に基づき、下記の事項に同意したうえで、登録を申請します。

記

1. 事前に了承いただきたい事項 ※確認のうえ、チェックをつけてください。
 当該補助事業に登録したことを新聞やHP等に掲載されることに同意します。
 別紙「暴力団排除に関する誓約事項」に誓約します。
2. 値引き手法（申請要領5.(4)参照） ※該当の方式にチェックをつけてください。
 A方式（繰り越しあり） B方式（繰り越しなし） C方式（繰り越しなし）
3. 値引き実施件数見込（メーター単位） ※前年9月利用分の件数等をご参考ください。

件

4. 事業所一覧 ※行が不足する場合は、追加してください。

No.	事業所名	住所
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		

5. 補助金振込口座 ※口座を確認できる通帳ページ（①表紙および②表紙の裏面で下記の情報を記載のページ）の写しを添付ください。

(フリガナ) 金融機関名		金融機関コード				
(フリガナ) 支店名	支店	支店コード				
預金種別（該当に○）	1. 普通 2. 当座					
口座番号						
口座名義（カナ）						
口座名義（漢字）						

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(販売事業者用) 島根県LPガス価格高騰緊急対策事業補助金実績報告書兼交付申請書

一般社団法人島根県LPガス協会 会長 様

事業者名

代表者職・氏名

販売登録番号

担当者	
電話番号	
E-mail	

島根県LPガス価格高騰緊急対策事業補助金について、島根県LPガス価格高騰緊急対策事業申請要領に基づき、下記の事項に同意したうえで、補助金実績報告及び補助金交付申請をします。

記

1. 事前に了承いただきたい事項 ※確認のうえ、チェックをつけてください。

申請内容及び添付書類内容に虚偽はありません。

2. 申請回数 ※ 値引き方式、交付申請回数を記入してください。最終申請の場合は○を記入してください。(エクセル様式へ入力する場合は、選択タブから該当するものを選択してください)

値引き方式	交付申請回数	最終申請

3. 実績報告及び交付申請

(1) 値引き原資 ※ 値引額、実施件数を記入してください。

※ 実施件数はメーター毎に1回だけカウントしてください。

項目		9月検針分	10月検針分	11月検針分	
値引額	A				円
実施件数※	B				件

(2) 値引協力金 ※ 値引協力金、実施件数加算、システム改修費、合計を記入してください。(エクセル様式へ入力する場合は、D、Fは自動入力ですので、入力しないでください)

項目		協力金			
値引協力金	C				円 (一律50,000円)
実施件数加算	D				円 (60円×B)
システム改修費	E				円 (実費_税抜き)
合計	F				円

(3) 申請済み額 ※ 2回目又は3回目の申請の際、記入してください。

1回目	G		円
2回目	H		

(4) 今回申請額 (A+F-G-H)

合計		円

※ 今回申請額を記入してください。(エクセル様式へ入力する場合、合計は自動入力ですので、入力しないでください)

（販売事業者用）島根県LPガス価格高騰緊急対策事業補助金実績報告書兼交付申請書

一般社団法人島根県LPガス協会 会長 様

事業者名 株式会社 島根〇〇
代表者職・氏名 代表取締役 島根 太郎
販売登録番号 〇〇〇〇〇〇〇

担当者	島根 花子
電話番号	〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇
E-mail	shimane@pref.shimane

島根県LPガス価格高騰緊急対策事業補助金について、島根県LPガス価格高騰緊急対策事業申請要領に基づき、下記の事項に同意したうえで、補助金実績報告及び補助金交付申請をします。

記

1. 事前に了承いただきたい事項 ※ 確認のうえ、チェックをつけてください。
 申請内容及び添付書類内容に虚偽はありません。

2. 申請回数 ※ 値引き方式、交付申請回数を記入してください。最終申請の場合は〇を記入してください。（エクセル様式へ入力する場合は、選択タブから該当するものを選択してください）

値引き方式	交付申請回数	最終申請
A方式	1回目	〇

最終回の申請の場合、「〇」を入力してください。
※複数回に分けて申請しない場合も「〇」を入力ください。

3. 実績報告及び交付申請

- (1) 値引き原資 ※ 値引額、実施件数を記入してください。
 ※ 実施件数はメーター毎に1回だけカウントしてください。

項目		9月検針分	10月検針分	11月検針分	
値引額	A	4,000,000	1,500,000	500,000	円
実施件数※	B	1,000			件

- (2) 値引協力金 ※ 値引協力金、実施件数加算、システム改修費、合計を記入してください。（エクセル様式へ入力する場合は、D、Fは自動入力ですので、入力しないでください）

項目		協力金		
値引協力金	C	50,000		円（一律50,000円）
実施件数加算	D	60,000		円（60円×B）
システム改修費	E	100,000		円（実費_税抜き）
合計	F	210,000		円

- (3) 申請済み額 ※ 2回目又は3回目の申請の際、記入してください。

1回目	G	0	円
2回目	H	0	

- (4) 今回申請額 (A+F-G-H)

合計	円
6,210,000	

※ 今回申請額を記入してください。（エクセル様式へ入力する場合、合計は自動入力ですので、入力しないでください）

(販売事業者用) 島根県LPガス価格高騰緊急対策事業補助金実績報告書兼交付申請書

一般社団法人島根県LPガス協会 会長 様

事業者名 株式会社 島根〇〇
代表者職・氏名 代表取締役 島根 太郎
販売登録番号 〇〇〇〇〇〇〇

担当者	島根 花子
電話番号	〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇
E-mail	shimane@pref.shimane

島根県LPガス価格高騰緊急対策事業補助金について、島根県LPガス価格高騰緊急対策事業申請要領に基づき、下記の事項に同意したうえで、補助金実績報告及び補助金交付申請をします。

記

1. 事前に了承いただきたい事項 ※確認のうえ、チェックをつけてください。

申請内容及び添付書類内容に虚偽はありません。

2. 申請回数 ※ 値引き方式、交付申請回数を記入してください。最終申請の場合は〇を記入してください。(エクセル様式へ入力する場合は、選択タブから該当するものを選択してください)

値引き方式	交付申請回数	最終申請
C方式	1回目	

最終回の申請の場合、「〇」を入力ください。
※複数回に分けて申請しない場合も「〇」を入力ください。

3. 実績報告及び交付申請

(1) 値引き原資 ※ 値引額、実施件数を記入してください。

※ 実施件数はメーター毎に1回だけカウントしてください。

項目		9月検針分	10月検針分	11月検針分	
値引額	A	4,000,000			円
実施件数※	B	1,000			件

(2) 値引協力金 ※ 値引協力金、実施件数加算、システム改修費、合計を記入してください。(エクセル様式へ入力する場合は、D、Fは自動入力ですので、入力しないでください)

項目		協力金		
値引協力金	C	50,000		円 (一律50,000円)
実施件数加算	D	60,000		円 (60円×B)
システム改修費	E	100,000		円 (実費_税抜き)
合計	F	210,000		円

(3) 申請済み額 ※ 2回目又は3回目の申請の際、記入してください。

1回目	G	0	円
2回目	H	0	

(4) 今回申請額 (A+F-G-H)

合計	円
4,210,000	

※ 今回申請額を記入してください。(エクセル様式へ入力する場合は、合計は自動入力ですので、入力しないでください)

(販売事業者用) 島根県LPガス価格高騰緊急対策事業補助金実績報告書兼交付申請書

一般社団法人島根県LPガス協会 会長 様

事業者名 株式会社 島根〇〇
代表者職・氏名 代表取締役 島根 太郎
販売登録番号 〇〇〇〇〇〇〇

担当者	島根 花子
電話番号	〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇
E-mail	shimane@pref.shimane

島根県LPガス価格高騰緊急対策事業補助金について、島根県LPガス価格高騰緊急対策事業申請要領に基づき、下記の事項に同意したうえで、補助金実績報告及び補助金交付申請をします。

記

1. 事前に了承いただきたい事項 ※確認のうえ、チェックをつけてください。
 申請内容及び添付書類内容に虚偽はありません。

2. 申請回数 ※ 値引き方式、交付申請回数を記入してください。最終申請の場合は〇を記入してください。(エクセル様式へ入力する場合は、選択タブから該当するものを選択してください)

値引き方式	交付申請回数	最終申請
C方式	2回目	

最終回の申請の場合、「〇」を入力してください。
※複数回に分けて申請しない場合も「〇」を入力してください。

3. 実績報告及び交付申請

- (1) 値引き原資 ※ 値引額、実施件数を記入してください。
 ※ 実施件数はメーター毎に1回だけカウントしてください。

項目		9月検針分	10月検針分	11月検針分	
値引額	A	4,000,000	1,500,000		円
実施件数※	B	1,000			件

- (2) 値引協力金 ※ 値引協力金、実施件数加算、システム改修費、合計を記入してください。(エクセル様式へ入力する場合は、D、Fは自動入力ですので、入力しないでください)

項目		協力金		
値引協力金	C	50,000		円 (一律50,000円)
実施件数加算	D	60,000		円 (60円×B)
システム改修費	E	100,000		円 (実費_税抜き)
合計	F	210,000		円

- (3) 申請済み額 ※ 2回目又は3回目の申請の際、記入してください。

1回目	G	4,210,000	円
2回目	H	0	

- (4) 今回申請額 (A+F-G-H)

合計	円
1,500,000	

※ 今回申請額を記入してください。(エクセル様式へ入力する場合は、合計は自動入力ですので、入力しないでください)

(販売事業者用) 島根県LPガス価格高騰緊急対策事業補助金実績報告書兼交付申請書

一般社団法人島根県LPガス協会 会長 様

事業者名 株式会社 島根〇〇
代表者職・氏名 代表取締役 島根 太郎
販売登録番号 〇〇〇〇〇〇〇

担当者	島根 花子
電話番号	〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇
E-mail	shimane@pref.shimane

島根県LPガス価格高騰緊急対策事業補助金について、島根県LPガス価格高騰緊急対策事業申請要領に基づき、下記の事項に同意したうえで、補助金実績報告及び補助金交付申請をします。

記

1. 事前に了承いただきたい事項 ※確認のうえ、チェックをつけてください。
 申請内容及び添付書類内容に虚偽はありません。

2. 申請回数 ※ 値引き方式、交付申請回数を記入してください。最終申請の場合は〇を記入してください。(エクセル様式へ入力する場合は、選択タブから該当するものを選択してください)

値引き方式	交付申請回数	最終申請
C方式	3回目	〇

最終回の申請の場合、「〇」を入力してください。
※複数回に分けて申請しない場合も「〇」を入力してください。

3. 実績報告及び交付申請

- (1) 値引き原資 ※ 値引額、実施件数を記入してください。
 ※ 実施件数はメーター毎に1回だけカウントしてください。

項目		9月検針分	10月検針分	11月検針分	
値引額	A	4,000,000	1,500,000	500,000	円
実施件数※	B	1,000			件

- (2) 値引協力金 ※ 値引協力金、実施件数加算、システム改修費、合計を記入してください。(エクセル様式へ入力する場合は、D、Fは自動入力ですので、入力しないでください)

項目		協力金		
値引協力金	C	50,000		円 (一律50,000円)
実施件数加算	D	60,000		円 (60円×B)
システム改修費	E	100,000		円 (実費_税抜き)
合計	F	210,000		円

- (3) 申請済み額 ※ 2回目又は3回目の申請の際、記入してください。

1回目	G	4,210,000	円
2回目	H	1,500,000	

- (4) 今回申請額 (A+F-G-H)

合計	円
500,000	

※ 今回申請額を記入してください。(エクセル様式へ入力する場合は、合計は自動入力ですので、入力しないでください)



値引き実績一覧

販売事業者名： _____

月検針分 _____

No.	対象メーター (管理番号等世帯を特定できるもの)	施設の所在 市町村	A	B	A-B
			値引き前請求額 (税抜)	値引き額 (税抜)	値引き後額 (税抜)
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					
合計					

- ※1 様式は任意です。値引きを実施した顧客（メーターごと）の取引を特定する番号、メーター付き供給施設の所在市町村名、値引前請求額（税抜）、値引額、値引き後額（税抜）を記載してください。
- ※2 可能な限り、顧客氏名や市町村以下の住所等、個人情報の記載がないものをご提出願います。
- ※3 電子データ（エクセルファイル形式）での提出にご協力をよろしくお願いいたします。

値引き実績一覧

販売事業者名：（株）島根〇〇

9月検針分

No.	対象メーター （管理番号等世帯を特定できるもの）	施設の所在 市町村	A	B	A-B
			値引き前請求額（税抜）	値引き額（税抜）	値引き後額（税抜）
1	10110	松江市	6,000	4,250	1,750
2	25544	松江市	4,100	4,000	100
3	22255	出雲市	15,000	4,250	10,750
4	85644	雲南市	3,000	2,900	100
5	45641	松江市	1,566	1,466	100
6	46546	松江市	54,884	4,250	50,634
7	44401	松江市	411	311	100
8	84651	松江市	4,155	4,055	100
9	76545	出雲市	945,654	4,250	941,404
10	74475	松江市	4,000	3,900	100
11	12879	松江市	89,945	4,250	85,695
12	84561	出雲市	4,511	4,250	261
13	84456	出雲市	2,155	2,055	100
14	95411	雲南市	7,894	4,250	3,644
15	15784	雲南市	7,511	4,250	3,261
16	2568	雲南市	1,500	1,400	100
17	68544	雲南市	3,966	3,866	100
18	45894	雲南市	4,856	4,250	606
19	22654	松江市	8,799	4,250	4,549
20	75615	松江市	895	795	100
21	94633	松江市	4,568	4,250	318
22	33564	松江市	3,500	3,400	100
23	57463	松江市	4,500	4,250	250
24	31112	松江市	5,200	4,250	950
25	56998	松江市	84,665	4,250	80,415
26	894	松江市	6,000	4,250	1,750
27	45684	出雲市	456,689	4,250	452,439
28	99561	出雲市	7,945	4,250	3,695
29	14774	出雲市	2,000	1,900	100
30	39856	出雲市	1,566	1,466	100
合計			1,747,435	103,764	1,643,671

値引き実績一覧

販売事業者名：(株)島根〇〇

9月検針分

No.	対象メーター (管理番号等世帯を特定できるもの)	施設の所在 市町村	A	B	A-B
			値引き前請求額 (税抜)	値引き額 (税抜)	値引き後額 (税抜)
1	10110	松江市	6,000	4,250	1,750
2	25544	松江市	4,100	1,500	2,600
3	22255	出雲市	15,000	4,250	10,750
4	85644	雲南市	3,000	1,500	1,500
5	45641	松江市	1,566	1,466	100
6	46546	松江市	54,884	4,250	50,634
7	44401	松江市	411	311	100
8	84651	松江市	4,155	1,500	2,655
9	76545	出雲市	945,654	4,250	941,404
10	74475	松江市	4,000	1,500	2,500
11	12879	松江市	89,945	4,250	85,695
12	84561	出雲市	4,511	4,250	261
13	84456	出雲市	2,155	1,500	655
14	95411	雲南市	7,894	4,250	3,644
15	15784	雲南市	7,511	4,250	3,261
16	2568	雲南市	1,500	1,400	100
17	68544	雲南市	3,966	1,500	2,466
18	45894	雲南市	4,856	4,250	606
19	22654	松江市	8,799	4,250	4,549
20	75615	松江市	895	795	100
21	94633	松江市	4,568	4,250	318
22	33564	松江市	3,500	1,500	2,000
23	57463	松江市	4,500	4,250	250
24	31112	松江市	5,200	4,250	950
25	56998	松江市	84,665	4,250	80,415
26	894	松江市	6,000	4,250	1,750
27	45684	出雲市	456,689	4,250	452,439
28	99561	出雲市	7,945	4,250	3,695
29	14774	出雲市	2,000	1,500	500
30	39856	出雲市	1,566	1,466	100
合計			1,747,435	89,688	1,657,747

値引き実績一覧

販売事業者名：（株）島根〇〇

9月検針分

No.	対象メーター (管理番号等世帯を特定できるもの)	施設の所在 市町村	A	B	A-B
			値引き前請求額（税抜）	値引き額（税抜）	値引き後額（税抜）
1	10110	松江市	6,000	1,500	4,500
2	25544	松江市	4,100	1,500	2,600
3	22255	出雲市	15,000	1,500	13,500
4	85644	雲南市	3,000	1,500	1,500
5	45641	松江市	1,566	1,466	100
6	46546	松江市	54,884	1,500	53,384
7	44401	松江市	411	311	100
8	84651	松江市	4,155	1,500	2,655
9	76545	出雲市	945,654	1,500	944,154
10	74475	松江市	4,000	1,500	2,500
11	12879	松江市	89,945	1,500	88,445
12	84561	出雲市	4,511	1,500	3,011
13	84456	出雲市	2,155	1,500	655
14	95411	雲南市	7,894	1,500	6,394
15	15784	雲南市	7,511	1,500	6,011
16	2568	雲南市	1,500	1,400	100
17	68544	雲南市	3,966	1,500	2,466
18	45894	雲南市	4,856	1,500	3,356
19	22654	松江市	8,799	1,500	7,299
20	75615	松江市	895	795	100
21	94633	松江市	4,568	1,500	3,068
22	33564	松江市	3,500	1,500	2,000
23	57463	松江市	4,500	1,500	3,000
24	31112	松江市	5,200	1,500	3,700
25	56998	松江市	84,665	1,500	83,165
26	894	松江市	6,000	1,500	4,500
27	45684	出雲市	456,689	1,500	455,189
28	99561	出雲市	7,945	1,500	6,445
29	14774	出雲市	2,000	1,500	500
30	39856	出雲市	1,566	1,466	100
合計			1,747,435	42,938	1,704,497

島根県LPガス価格高騰緊急対策事業補助金額の確定通知書

申請者〇〇 様

島根県LPガス協会 会長
(公印省略)

令和〇年〇月〇日付けで提出のあった実績報告書兼交付申請書(〇回目)について、下記のとおり補助金の額を確定したので通知します。

記

1. 確定額

項目	確定額	単位
値引額		円
値引協力金		円
実施件数加算		円
システム改修費		円
合計		円

2. 支払い済み額(参考)

申請回数	支払い済み額	単位
1回目		円
2回目		円

Ⅱ. Q&A（販売事業者向け）

No.	分類	質問	回答	備考
1	登録	事前に「(様式1) 島根県LPGガス価格高騰緊急対策事業登録申請書」を提出する必要性は何か？	連絡先や値引き方式、値引き実施件数見込の確認、補助金入金口座の登録など、事業を円滑に進めるために必要です。広報等にも活用します。	
2	登録	事前に登録していないと値引きはできないのか？(補助金を受けられないのか)？	値引きの実績があれば、事後登録でも補助は受けられます。	
3	登録	「(様式1) 島根県LPGガス価格高騰緊急対策事業登録申請書」を提出後、値引き方式の変更は可能か？	1回目の値引き実施までに事務局へご報告をいただければ変更可能です。	
4	登録	販売事業者が支店や営業所単位で値引きを行う場合、それぞれが登録や実績報告兼交付申請してもよいか？	原則として一事業者は1件にまとめて登録・申請をお願いします。難しい場合は個別に事務局へご相談ください。ただし、協力の事務経費「50,000円+60円×値引き件数」やシステム修繕費の支給は、一事業者につき1回のみとします。	
5	対象	事業所が県外にある販売事業者も対象か？	対象です。供給施設の所在が県内かどうかで判断します。	
6	対象	県外にある住宅に供給している場合、値引きできるのか？	供給施設の所在が県外であれば対象外です。	
7	対象	県外に住所のある個人又は事業者が所有する県内の施設に供給して、請求を県外の自宅又は事務所にしている場合は値引きするの？	供給施設の所在が県内であれば対象です。	
8	対象	県内に住所のある個人又は事業者が所有する県外の施設に供給して、請求を県内の自宅又は事務所にしている場合は値引きするの？	供給施設の所在が県外であれば対象外です。	
9	対象	コミュニティーガス(旧簡易ガス)の契約は対象か？	対象です。	
10	対象	市役所や公民館等は値引きの対象か？	官公庁(公的な機関等)も値引きの対象です。一方、消費者からの申請に応じた直接給付(25㎡を超える方、質量販売の方等)については、対象外となります。	
11	システム改修費	システム改修費は、どういったものが対象になるか？	本事業を実施するにあたり必要な以下の最小限の改修が対象です。 ①値引きを可能にする改修 ②請求書や検針票等に値引き額等の表記を可能にする改修 ③事務局への実績報告兼交付申請時に提出いただく一覧表データの抽出を可能にする改修 システム改修ができない場合、①～③と同等の作業をシステム会社に委託する費用も対象です。ただし、消費者に値引きをお知らせするためのビラの印刷費用やHP制作費用は、対象外です。	
12	システム改修費	システムが自社開発の場合や自社社員がシステム改修した場合は、補助金の対象になるか？	自社開発の場合や自社社員が改修する場合等、自社で完結するものは補助金の対象にはなりません。ただし、グループ会社の別会社や関連会社が開発したシステムで、契約や、請求や納品等の取引が確認できるケースは対象となります。	
13	周知	請求書や検針票等に、県の支援であることや値引き額をどのように記載すればよいか？	次の例を参考に記載してください。趣旨が合っていれば、修正していただいても構いません。 例)「島根県支援により〇〇円値引き」、「県値引き〇〇円」、「ｼﾝｸﾞﾙｶﾞｽ ｷｰ▲4,250円」等	
14	周知	請求書や検針票等に、県の支援であることや値引き額などを表記するスペースがない、又はシステム上表記できない場合、どうしたらよいか？	表記できない場合、案内文の配布等により、消費者が請求額を計算でき、値引きされていることがわかるようにしてください。事務局HPに各値引き方式の案内文サンプルを掲載しておりますので、ご活用ください。	第2版で更新
15	値引き	「9月分の検針」とは何を指すか？	令和5年9月使用を1日以上含む期間の検針分です。原則の考え方は次の通りです。 各販売事業者で、「8月～9月使用分に対して請求が発生する検針」又は「9月～10月使用分に対して請求が発生する検針」のいずれか一方を「9月分の検針」と設定し、その請求が発生する消費者を値引きの対象としてください。 値引きの対象期間中に途中解約をした消費者や新規契約者の値引き実施の有無については、「9月分の検針」が終了し請求額が確定した段階で値引きが行えるかどうかで判断してください。 ※ 原則とは別に特例の考え方もあります。特例の考え方については、別紙「9月検針」の対象の考え方を参照ください。	第2版で更新
16	値引き	毎月10日を検針日としている場合、8月11日から9月10日使用分、9月11日から10月10日使用分のいずれを「9月分の検針」とするか？	各販売事業者で、「8月～9月使用分に対して請求が発生する検針」又は「9月～10月使用分に対して請求が発生する検針」のいずれか一方を「9月分の検針」と設定していただけます。8月10日から9月9日を「9月分の検針」とした場合は、9月10日から10月9日は「10月分の検針」となります。	第2版で更新

No.	分類	質問	回答	備考																						
17	値引き	値引きは、基本料金、従量料金のいずれからするか？LPガス関連の機器リース等と併せて毎月請求している場合はどうか？	基本料金、従量料金、機器リース等の毎月の請求の中から値引くことができます。ただし、ガス関係以外の料金（健康食品やウォーターサーバー等の使用料）からの値引きは対象外です。																							
18	値引き	検針してその場で現金により支払いを受ける場合、その場で値引きしてよいか？	検針票や領収書などの証拠書類があれば可能です。																							
19	値引き	値引き合計額が4,250円に達しなかった場合、これ以上値引きしなくてよいか？	それ以上値引きしなくてよいです。																							
20	値引き	「9月分の検針」で利用量が0m ³ の顧客も値引きの対象か？	基本料金等の請求額がある場合、当該請求額から値引いてください。	第2版で更新																						
21	値引き	「9月分の検針」で閉栓している顧客からも値引きするの か？	基本料金等の請求額がある場合、当該請求額から値引いてください。基本料金等の請求がない場合、値引きできません。	第2版で更新																						
22	値引き	値引くことで請求金額が0円になり、請求書を発行できない場合はどうするか？	税抜き請求金額が100円になるよう値引き金額を調整し、請求書を発行してください。 ※請求金額が0円であっても請求書を発行できる場合、調整は必要ありません。																							
23	値引き	NO.22のように値引き金額を調整する場合、税抜き請求金額は100円以外に設定してもよいか。例えば10円や300円などに設定してもよいか？	事業者によって差が出ないよう、100円の設定に統一してください。																							
24	値引き	消費税課税後の請求額から値引きしてもよいか？	課税後の請求額から値引きしてもかまいません。ただし、課税後から値引く金額は税込みにしていただく必要があります。 ※ただし、県からの補填は、税抜金額（最大4,250円）になります。 (参考) 請求料金が5,000円（税抜）の場合 <table border="0"> <tr><td>＜課税後から値引き＞</td><td></td></tr> <tr><td>請求料金（税込）</td><td>5,500円</td></tr> <tr><td>値引き（税込）</td><td>4,675円</td></tr> <tr><td></td><td>（うち県からの補填4,250円）</td></tr> <tr><td>値引き後請求額（税込）</td><td>825円（うち消費税75円）</td></tr> </table> <table border="0"> <tr><td>＜課税前から値引き＞</td><td></td></tr> <tr><td>請求料金（税抜）</td><td>5,000円</td></tr> <tr><td>値引き（税抜）</td><td>4,250円</td></tr> <tr><td></td><td>（うち県からの補填4,250円）</td></tr> <tr><td>値引き後請求額（税抜）</td><td>750円</td></tr> <tr><td>値引き後請求額（税込）</td><td>825円（うち消費税75円）</td></tr> </table>	＜課税後から値引き＞		請求料金（税込）	5,500円	値引き（税込）	4,675円		（うち県からの補填4,250円）	値引き後請求額（税込）	825円（うち消費税75円）	＜課税前から値引き＞		請求料金（税抜）	5,000円	値引き（税抜）	4,250円		（うち県からの補填4,250円）	値引き後請求額（税抜）	750円	値引き後請求額（税込）	825円（うち消費税75円）	
＜課税後から値引き＞																										
請求料金（税込）	5,500円																									
値引き（税込）	4,675円																									
	（うち県からの補填4,250円）																									
値引き後請求額（税込）	825円（うち消費税75円）																									
＜課税前から値引き＞																										
請求料金（税抜）	5,000円																									
値引き（税抜）	4,250円																									
	（うち県からの補填4,250円）																									
値引き後請求額（税抜）	750円																									
値引き後請求額（税込）	825円（うち消費税75円）																									
25	値引き	値引き後、値引き額が誤っていたことが判明した場合はどうしたらよいか？	早急に事務局へご報告願います。なお過大に値引きしていた場合、県から補填はできません。																							
26	まとめて検針	まとめて検針（例えば1年ごと、半年ごと、2ヶ月ごと等）している消費者へ「9月分の検針」をしない場合、値引きの対象か？	「9月分の検針」をしない場合、値引きの対象外です。	第2版で更新																						
27	まとめて検針	まとめて検針する先において、6月から11月使用分を11月に検針し12月に請求する場合、値引きの対象か？	「9月分の検針」をしない場合、値引きの対象外です。	第2版で更新																						
28	まとめて検針	まとめて検針する先において、4月から9月使用分を9月に検針し10月に請求する場合、値引きの対象か？	「9月分の検針」をする場合、値引きの対象です。	第2版で更新																						
29	複数のメーター	複数のメーターを設置している顧客には、個々のメーターそれぞれ4,250円を値引きするの か？	個々のメーターの内訳を明細にして請求している場合、それぞれの請求から最大4,250円を値引きしてください。親メーターと子メーターを設置しており親メーターについて請求している場合は、親メーターからのみ値引きしてください。																							
30	解約、転居	「9月分の検針」後すぐに契約解除を予定している供給先（例えば9月10日に検針、9月10日に契約解除予定の先等）は値引きする か？	「9月分の検針」時に契約があれば対象です。ただし10月以降は請求はないので値引きすることはできません。	第2版で更新																						
31	解約、転居	賃貸物件において、「9月分の検針」をして請求額が4,250円を下回っていた住人が、10月分の対象期間中に別の場所へ転居することとなり検針をする場合、値引きは どうしたらよいか？	請求があるため、その範囲内で2回目の値引きをしてください。	第2版で更新																						
32	解約、転居	賃貸物件において、9月に住人が別の場所へ転出することに伴い「9月分の検針」を実施。その後、同物件に新たな住人が転入し、同メーターで「9月分の検針」をした場合、どちらの住人も値引きしてよいか？	どちらの住人からも値引きしてください。	第2版で更新																						
33	解約、転居	「9月分の検針」期間前に別の場所へ転居する予定の顧客から、値引きしてほしいと言われた場合どうすればよ いか？	値引きできません。ただし、転居先が県内で、引き続きLPガスの供給を受け、転居先契約のガス販売店で「9月分の検針」がされるのであれば、転居先で値引きされます。	第2版で更新																						

No.	分類	質問	回答	備考
34	支払滞納先	支払滞納になっている顧客に、「9月分の検針」とこれまでの滞納分をあわせて請求する場合、滞納分からも値引きしてよいか？	滞納分からは値引きできません。「9月分の検針」使用分から値引きしてください。	第2版で更新
35	支払滞納先	顧客の支払いが3～4か月遅れており「9月分の検針」をしていなかったが、その後支払いが済み、10月分から検針を再開する場合、10月分の検針から値引きしてよいか？	「9月分の検針」をしない場合、値引きの対象外です。	第2版で更新
36	支払滞納先	顧客の支払いが3～4か月遅れており8月分の検針をしていなかったが、その後支払いが済み、9月分から検針を再開する場合、「9月分の検針」から値引きしてよいか？	「9月分の検針」をする場合、値引きの対象です。	第2版で更新
37	申請	一括申請と分割申請の違いは何か？	一括申請は、1度にまとめて実績報告兼交付申請をしていただき、一括で補助金をお受け取りいただけます。分割申請は、ひと月ごとに実績報告兼交付申請をしていただき、都度補助金をお受け取りいただけます	
38	申請	分割申請の場合、事務局へ申請できるタイミングはいつか？	事務局へ実績報告兼交付申請を出せるのは、各月の値引きが完了した時点（契約者に値引きをした請求書を発行できる段階、又は値引きが適用された内容の検針票を発行した段階）です。契約者が支払い完了しているか、引落とし済みかどうかは問いません。	
39	申請	実績報告兼交付申請では何を提出するか？	次のものを提出してください。 ①「（様式第2号）島根県LPGガス価格高騰緊急対策事業補助金実績報告書兼交付申請書」 ②値引き実績のわかる一覧表（任意の様式） ③（システム改修又は同等の作業をシステム会社に委託する場合）システム改修費等の請求書、領収書等	
40	申請	添付する値引き実績のわかる一覧表とは、どのようなものか？	様式は任意です。様式イメージをご参考いただき、値引きを実施した顧客（メーターごと）の取引を特定する番号、メーター付き供給施設の所在市町村名、値引前請求額（税抜き）、値引額、値引き後額（税抜き）を記載してください。 ※ 可能な限り、顧客氏名や市町村以下の住所等、個人情報の記載がないものをご提出をお願いします。	
41	申請	システム改修した場合、何を添付したらよいか？	原則、請求書と領収書を提出いただき、改修の内容及び金額を確認する予定です。ただし、請求書と領収書では改修の内容等について判別ができない場合は、個別に判断した上で見積書や仕様書等を提出いただき、別途確認をする場合があります。	
42	申請	事務局への提出方法は？	メールまたは郵送によりご提出ください。	
43	検査	検査の際、事務局へ提出する証拠書類とは何か？	請求書、検針票の写し、領収書等を提出ください。 ※請求書、検針票の写し、領収書等で「値引き前請求金額、値引き金額、値引き後請求金額」を確認できない場合、追加で資料（システム上で請求の内訳がわかる画面の印刷等）の提出をお願いすることがあります。 ※ 基本料金を値下げしている場合は、値下げ前の基本料金がわかる書類を提出ください。 ※ 顧客氏名や市町村以下の住所等、個人を特定できる情報は消込みをお願いします。	
44	顧客の同意	実績報告兼交付申請時や検査時、顧客の利用実績や疎明資料を事務局へ提出するにあたり、顧客の同意は必要か？	顧客を特定する方法での確認を想定していない（メーター番号等で照合のため）ので、同意は求めません。ただし、販売事業者のみなさまの規定等により同意が必要になる場合は、同意を得ていただきますようお願いいたします。	
45	経理処理	補助金の経理処理において、科目やタイミング等指定はあるか？	貴社内での経理処理については、経理ご担当者や税理士に確認してください。	

No.	分類	質問	回答	備考
46	顧客から問合せ	25m ³ /月超利用の消費者や高圧ガス・質量販売利用の消費者等から、請求書を紛失したと相談された場合どうしたらよいか？	可能な限り、①又は②のご対応をよろしくお願いいたします。 ①紛失された請求書の再発行 ②（大量消費者用）様式第1号別紙や（高圧ガス・質量販売購入者用）様式第1号別紙3等の使用実績証明書を作成	第2版で更新 第3版で更新

<第2版追加分>

No.	分類	質問	回答	備考
47	対象	メーターで使用量を管理しているが、高圧ガス保安法に該当する工業利用をしている先は値引きの対象か？	値引きの対象ではありません。直接申請していただく給付金の対象ですので案内をお願いします。	第2版で追加
48	値引き	【前提条件】B方式又はC方式で値引き 「9月分の検針」から値引きした消費者について、「10月分の検針」の請求がなく「11月分の検針」の請求がある場合、「11月分の検針」から値引きするの？	1回目及び2回目の値引きを受けた消費者が3回目の値引きの対象です。「10月分の検針」で請求がない場合、「11月分の検針」から値引きはできません。	第2版で追加
49	まとめて検針	2ヶ月ごとにまとめて検針している消費者へ「9月分の検針」と「11月分の検針」をする場合、どちらの検針も値引きの対象か？	9月分及び10月分の検針についてそれぞれ値引きを受けた消費者が11月分の検針で値引きを受ける対象なので、2ヶ月ごとに検針の場合、「9月分の検針」は対象となり、「11月分の検針」は対象外となります。	第2版で追加
50	解約、転居	【前提条件】9/6～10/5を「9月分の検針」と設定 10/5に検針された人が10/15に解約した場合、2回目の値引きをしてよいか？	問題ありません。2回目の請求に応じて、そこから値引きを行ってください。（9/6～10/5利用分を「9月分の検針」、10/6～10/15利用分を「10月分の検針」とする。）	第2版で追加
51	解約、転居	【前提条件】9/6～10/5を「9月分の検針」と設定 9/15に解約した人は値引きの対象か？	「9月分の検針」期間内に契約があるため対象です。発生する請求に応じて、値引きを行ってください。	第2版で追加
52	解約、転居	【前提条件】9/6～10/5を「9月分の検針」と設定 10/1から契約している人は値引きの対象か？	「9月分の検針」期間内に契約があるため対象です。発生する請求に応じて、値引きを行ってください。	第2版で追加
53	解約、転居	【前提条件】9/6～10/5を「9月分の検針」と設定 9/1に解約した人は値引きの対象か？	原則としては、「9月分の検針」期間内に契約がないため対象外です。特例対応については、別紙「9月検針」の対象の考え方をご参照いただき、特例対応する場合は事務局へ連絡してください。	第2版で追加
54	解約、転居	【前提条件：8/16～9/15を「9月分検針」とする場合】 9/20に新たに入居した人は、値引きの対象か？	原則としては、「9月分の検針」期間内に契約がないため対象外です。特例対応については、別紙「9月検針」の対象の考え方をご参照いただき、特例対応する場合は事務局へ連絡してください。	第2版で追加

第3版追加分（9月販売事業者向け説明会Q&A）

1. 値引きに関する質問

No.	分類	質問	回答	備考
1	審査	発行した検針票は消費者に渡してしまい手元がないが、どうしたらよいのか？	審査において、検針票以外の値引き実績が分かる証明資料（領収書や請求書、実績を管理しているPC画面を印刷したもの等）を提出いただくことが可能な場合は、検針票を保存していただく必要はありません。	
2	審査	当社では、値引きにおいて9月から10月にかかる使用期間のものを「9月分の検針」としており、検針票を見ると一般的に10月分使用料と捉えられる可能性が高い。審査で提出する証明資料に、9月から10月にかかる使用期間の記載があっても支障ないか？	支障ありません。	
3	その他	消費者から値引きを希望しない旨の申し出があった場合、どう対応したらよいのか？	原則として全ての対象先を値引きしてください。ただし、消費者から強い要望があり、かつ販売店として値引きしないオペレーションが可能な場合は、事務局に相談し対応してください。	

2. 給付金に関する質問

（共通の質問）25m³/月超利用 大量消費者向け給付金、高圧ガス・質量販売購入者向け給付金

No.	分類	質問	回答	備考
1	対象	同一の消費者で、事務所部分は液石法、工場部分は高圧ガス保安法の対象の場合、値引きや給付金はどうか？	事務所部分については値引きと大量消費者向けの給付金、工場部分については高圧ガス・質量販売購入者向けの給付金が、それぞれ要件を満たせば対象になります。	
2	対象	LPGガス販売事業者が自身の使用量について、給付金申請することは可能か？	可能です。申請にあたっては給付金の申請要領やQ&Aをご参照ください。	
3	証明書	給付金の使用量証明書について、販売事業者が押印する証明印は、カラー印刷でもよいのか？	カラー印刷で差し支えありません。	

（25m³/月超利用 大量消費者向け給付金に関する質問）

No.	分類	質問	回答	備考
1	対象	販売店が値引きにおいて設定する「9月分の検針」と、給付金における「9月分の使用量」は必ず一致していないといけないか？	原則としては一致するものと考えていただき、消費者から問合せがあればそのように回答してください。ただ、例えば販売店が「9/21から10/20」を「9月分の検針」とし、消費者が「8/21から9/20」を「9月分の使用量」として、一致しない申請がされた場合であっても、事務局は消費者の申請を受付けます。	
2	対象	当社では、値引きにおいて9月から10月にかかる使用期間のものを「9月分の検針」としているが、消費者が検針票を見ると10月分使用料と捉えられる可能性が高い。当社と消費者が捉える「9月分の検針」が一致しない可能性がある場合、どうしたらよいのか。必ず一致する必要があるのか？	値引きにおける「9月検針」の対象の考え方（値引き実施要領Ⅲ参照）に沿った期間の設定であれば、問題はありません。一致しない申請がされた場合であっても、事務局は申請を受付けます。	
3	申請	メーターが複数ありそれぞれの使用量について請求をしている場合、消費者はメーターそれぞれについて申請が必要か？	それぞれについて申請が必要です。	
4	証明書	5月に途中解約した消費者から使用量証明書発行を依頼されたらどうしたらよいのか？	発行してください。申請時点で島根県内に住所があれば、途中解約した場合も対象です。 （例）大量消費の契約者が5月に解約し、住所は県内のままで現在が都市ガスを利用⇒対象です	

（高圧ガス・質量販売購入者向け給付金に関する質問）

No.	分類	質問	回答	備考
1	対象	高圧ガス・質量販売の給付金は、個人も対象か？	法人に限らず個人も対象です。	
2	対象	高圧ガス保安法の対象でメーターを介して計測している場合、「●月分の使用量」はどの期間で区切って考えたらよいのか？	値引きにおける「9月検針」の対象の考え方（値引き実施要領Ⅲ参照）に沿った期間で対応してください。検針票、請求書、領収書等に記載されている使用期間にもとづき、例えば毎月16日検針の場合、「8/17～9/16」または「9/17～10/16」のいずれかを9月検針分として決めていただき、そこを起点に令和5年1月検針分までさかのぼり対象とします。 ※9月検針分は、9月使用分を1日以上蓄えているものから決めてください	
3	申請	同一の高圧ガス保安法の消費者が①②を併せてLPGガスを利用している場合、給付金の申請はどうしたらよいのか？ ①タンク（kg単位）を購入 ②メーターを介して使用量を計測	対象期間の各月において、①は暦月（毎月1日～30日）の購入量合計、②は毎月の検針における使用量をもとに、合算して申請してください。 （例）5月にプロパンガスのタンクを2回購入（52.3kg…換算後25.2m ³ 、18.5kg…換算後8.9m ³ ）し、メーターを介して62.8m ³ 利用している場合⇒5月分として「96.9m ³ 」を申請	
4	証明書	質量販売の証明はどのように行えばよいのか？	液化石油ガス法施行規則第16条第15号の規定により消費されなかったLPGガスを引き取った場合は、引き取り後の使用量に基づき換算をして証明をしてください。ただし、消費者との合意に基づきLPGガス容器を1本単位で販売又は貸し出した場合は、容器の充てん質量（5kg、8kgなど）に基づき換算をして証明してください。	
5	その他	質量販売の領収書や納品書にガスの購入量（容量）を書いていない場合、どのように取扱うか？	購入量を書いていない場合、証拠書類にできません。申請者からの相談に応じ、証明書に購入量を記載していただくことで証拠書類として受付けます。	
6	その他	質量販売で、使用後の残量について販売事業者から返金を受ける消費者は、どのように給付金を申請するか？	残量を差引いた使用量部分について申請いただけます。	

「9月検針」の対象の考え方

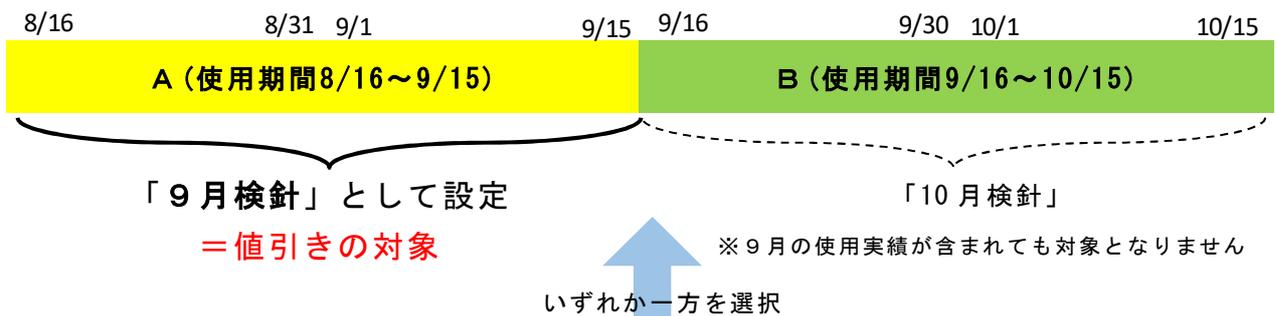
島根県LPガス価格高騰緊急対策事業申請要領の1ページに記載のある「令和5年9月使用を1日以上含んだ期間の検針分」(以下、「9月検針」)の考え方は以下のとおりです。

1. 原則

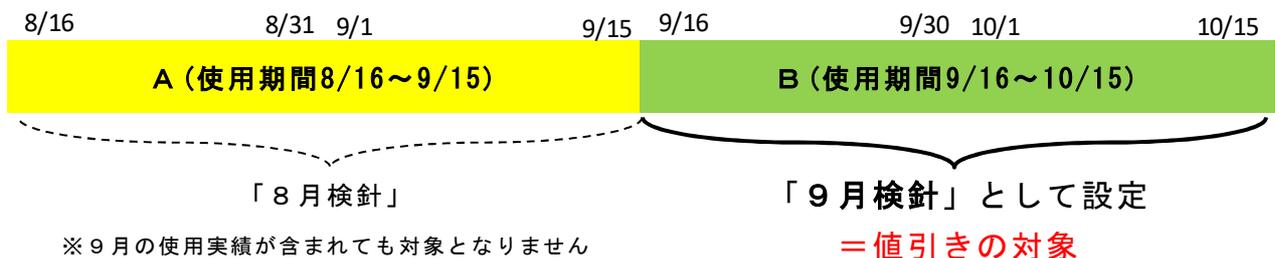
8月～9月使用分に対して請求が発生する検針、9月～10月使用分に対して請求が発生する定例の検針のいずれか一方を「9月検針」として設定し、そこで請求が発生する消費者を値引き対象者としてください。

※ 下図の使用期間は例ですので、実際の使用期間は自社の検針日に合わせるなどして設定してください。

[例 1]



[例 2]



値引きの対象期間中に途中解約をした消費者や新規契約者の値引き実施の有無については、値引き対象期間の検針が終了し、請求額が確定した段階で値引きが行えるかどうかで判断してください。

(請求が発生しない場合は値引きを行う必要はありません。)

Ⅲ. 「9月検針」の対象の考え方

2. 特例

8月～9月使用分に対して請求が発生する検針、9月～10月使用分に対して請求が発生する定例の検針のいずれか一方で請求が発生する消費者に加え、下記の【条件】を満たす場合、9月に使用実績のある対象者について、「9月検針」の値引きの対象者(特例)として取扱い、値引きを行うことも認めます。

なお、この特例対応をするかは販売事業者の判断とします。

また、特例対応をする場合は初回申請のときに事務局に連絡してください。

【条件】

実績報告(一覧表)で、特例の実績を9月分実績としてとりまとめて記載し、以後、10月分、11月分を同様に報告できること。

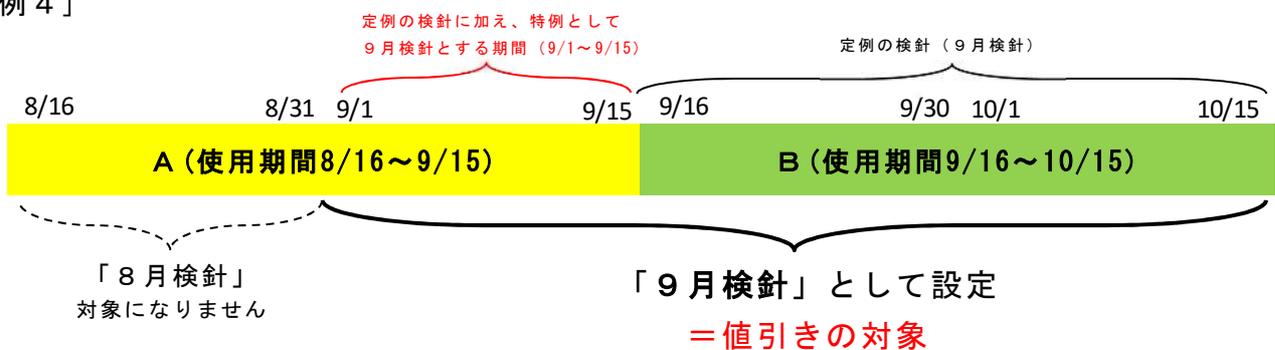
[留意事項] 例3の場合は、毎月の実績報告が、実質ひと月遅れとなることに注意してください。申請期限は令和6年1月10日です。

※ 下図の使用期間は例ですので、実際の使用期間は自社の検針日に合わせるなどして設定してください。

[例3]



[例4]



以上